

風連町・名寄市合併協議会
第15回 基本項目等検討小委員会

日 時 平成16年11月8日(月)午後1時～
会 場 風連町役場大会議室

1. 開 会

石王事務局長：皆さんこんにちは。

本日は大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまより、第15回基本項目等検討小委員会を開催をいたします。

尚、本日の委員会に、名寄市の委員であります黒井委員、木賀委員から欠席の連絡をいただいております。尚、高見委員につきましては、会議がありまして、多少遅れるということでご連絡をいただいているところでございます。

小委員会17名の委員の皆さん15名の出席ということでございまして、委員会は成立をしていることをご報告をさせていただき、以降につきましては福光委員長の進めで会議をお進めいただきたいと思っております。よろしく願いをいたします。

2. 会長挨拶

福光委員長：ご苦労さまでございます。

これまでに14回の検討小委員会が開催されて、多くの協議項目を議題として議論を進めて、そのひとつひとつに合意をいただいております。

今日15回目の基本項目等検討小委員会を開催させていただきますが、これまでの議論の中で継続してきております大きな課題であります新市の名称、或いは新市の事務所の位置、事務機構及び組織の取扱いについて、そして10月19日に会議の資料を提供してありました保育料の取扱い、何度かこれまで議論をしてきておりましたけれども、この保育料の取扱いがまだ合意に至っていないという状況にありまして、この残した4本の協議事項について、今日是非とも皆様方に合意をいただくような議論をしていただきたいというふうに思っております。

委員長としては、明日の合併協議会にすべて私どもに委ねられた協議項目を議了させていただいて、委員長報告をさせていただければと考えておりますので、是非とも十分なご協議をいただきたいと思っております。

余り会議が長くなって、それぞれ夕方方には名寄市とも風連町さんともそれぞれの行事の予定が入っておりますので、できれば早い時間のうちに上げていただければと心からお願いを申し上げたいと思っております。よろしく願いをいたします。

3. 議 事

福光委員長：それでは、協議事項に入らせていただきます。

5月12日に新市の名称並びに事務所の位置についてご提案を申し上げておりました。委員の皆様方からは、これは急ぐべきではないと。じっくり他の協議項目を終わらせてか

ら決めても遅くないというご意見もございましたので、今日までこの問題については継続協議という形で持ってきております。事務機構及び組織の取扱いについても、9月13日にご提案申し上げて、何度か協議をさせていただいておりますが、最終的な結論に至っておりません。この新市の名称及び事務所の位置、それから事務機構などは、関連するというふうに委員長としては考えておりますので、この3本を一括として議題とさせていただいて、議論をいただければと思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思いません。

これまでの議論経過については、各委員の皆様方が自らのことですので、私の方からあえて説明も必要ないと思えますし、或いは幹事長の方からも説明が必要ないと思っておりますので、委員の皆様方の自由な発言を求めたいと思えます。

発言ございませんか。

はい、中野委員、どうぞ。

中野委員：この名称、または事務所の位置、そして機構の問題については関連がするというので、ずっと引き延ばしてきたという経過もあるわけですがけれども、風連側から引き延ばしたという部分もありまして、風連側の委員と打合せ等もさせていただいたところがございます。

そういった中で、名称につきましては、名寄市が望んでいる名寄市ということで、事務所の位置についても名寄市というようなことですがけれども、機構については、提案されております5部のうちの主たる部を風連庁舎に2部というようなことで、そしてその2部についても、今後、住民説明等もあるというようなことですから、何部を風連町に置くのかといった部分についても、この場で議論をいただきたいところでございます。

福光委員長：ただいま、中野委員から、新市の名称につきましては、これまでさまざまに議論がありました。名寄市側からは名寄市という名称を呼称させていただきたいと提案を申し上げておりまして、庁舎についても本庁舎は名寄市、新市の事務所の位置を現在の名寄市の市役所庁舎の位置にするということでありましたけれども、風連の委員の皆様方が協議した結果、この名寄市委員側からの提案を受け入れて、新市の名称は名寄市とする、事務所の位置につきましては現在の名寄庁舎とするということ決定をいただいたということでございますので、とりあえずといいますか、この協議項目のA-3、新市の名称については名寄市とするということに決定をさせていただくことにご異議ございませんか。

佐藤委員、どうぞ。

佐藤委員：佐藤です。

今、委員長の仕切りが、この3つを一括してということですので、ひとつひとつまた承認の段階で分けてしまうというのは如何なものかと思えますので、一連をまず通して、事務所の位置、或いは事務機構についても十分に議論をして、その後一括というふうに委員長自身おっしゃっているわけですから、そういう仕切りで。

福光委員長：はい、わかりました。大変失礼いたしました。

それでは、その庁舎と、それからもうひとつ最後の3本目の事務機構及び組織の取扱いについて、今、中野委員から、名寄市3部、風連庁舎2部という提案がありまして、この名寄庁舎3部、風連庁舎2部のそれぞれの部の名称をはっきりとさせていただきたいという提案でございますので、他の委員の皆さん方のご発言を求めたいと思っております。

斉藤委員、どうぞ。

斉藤委員：ただいま、委員長の方で3件の案件を一括と、こういうふうな提案であります。それにつきまして、A-3の新市の名称並びにA-4の事務所の位置については、それぞれ名寄市及び名寄市役所を本庁舎にすると、こういうふうなことでの提案があったわけでありまして、私もこれは名寄市民の多くの皆さんの声を聞いても、そういうふうな思いが強かっただけに、合意された風連の皆さん方に敬意を表するところであります。

さて、3番目の事務機構及び組織の問題であります。既に試案となる各部、或いは各課の名称、業務内容等々が出されておったわけでありまして。

ただ、考えてみますと、今回の合併に当たっての大きな柱のひとつに、行財政の簡素化並びに効率化と、こういうふうなことも相当強調されていたのではなかろうかと、こういうふうな点から見まして、名寄市3部、風連町2部、こういう提案について、私はいささか疑義を感じるわけでありまして、従来の人口に基づいてのいろんな行財政運営が進められておりまして、その中で、合併をするのだから、3つ、2つと、こういうことではなくて、いかに住民の立場、住民の目線を見た場合に、簡素、効率的な行財政運営はどうあるべきなのかと、こういう視点が大事ではなかろうかと。

特に、名寄あたりでは合併の教訓から、智恵文などの例を見ましても、できるだけ住民に密着する、そういう部門の是非というような要望もあつたりして、小さくはなつたとはいえ、支所を置いたりしているいろんな対応、取り組んできているわけでありまして。

そういう点で、住民の願い、要望に応えた業務は置くと、こういうような仕組みが既に提案されているわけでありまして、私はそういう点では頭から3部、2部でいくというのではなくて、そういう視点での協議が先ず大事ではないのかと、こういうふう思うわけでありまして。

加えて、前回も私、申し上げましたが、監査委員会の事務局も風連庁舎に置くと、こういうふうなひとつの提案でありますけれども、これなども従来の監査事務局運営などを見ておりまして、果たしてそれが風連へ持ってくるのが効率的な、或いは運営になるのかと、私は逆にこれは逆行するのではなかろうかと、こういうふう考えるわけでありまして、そういう点で改めてその原点をひとつはっきりさせて、その上で3部がいいのか、2部がいいのか、いや、4部がいいのか、1部がいいのか、こういうところまで論議をする必要があるのではなかろうかと、こういうふう思うわけでありまして、先ず委員長の取り計らい、お知らせいただきたいと思います。

福光委員長：はい、佐藤委員。

佐藤委員：佐藤ですが、そもそもこの合併の協議の前提として、分担、分散型というものが先ず双方の共通認識としてあったはずであります。

確かに、効率的な、しかも非常に軽装備の行政運営というのは、行政コストも安く上がりますし、一方はそういう形で集中的に今後とも栄えていくでしょうが、改めて今各地の例を申し上げるまでもなく、その結果周辺はどうなったかと。私たちのこの協議会或いは小委員会の共通認識として、そういった時代の前例に倣って、そうならないための仕組みをどうするかというのが分担、分散型という形を目指したわけであります。

そんな中で、今ここに至って、4の1であるとか、或いは効率的に進めるべきであるということが出てきますと、議論は振り出しに戻ってしまうということ、先ず私は申し上げます。

風連の議会は、今月の2日から16カ所に入りまして、地域の住民の皆様と話し合いをしております。そんな中で一番率直な素朴な意見として、考え方として出てきているのが、地域が寂れるのではないのかと。しかも事務機構ひとつとってみても、例えば今、提案されているような形が成り立ったとしても、今後に対する保障がないではないかと。今後の機構改革において、或いは議会構成において、そういったものがなし崩しに、地域が寂れていくような方向に進んでいくのではないのかという強い危惧が出されております。

そういう中であって、この場において、改めて集中的にやるべきだ、或いは効率的に進めていくべきだ、そのためには4がいいとか、1がいいとか、そういう議論が出てくるのであれば、この協議自体が非常に私は難しくなると思うものですから、先ずこの点を申し上げます。

福光委員長：野本委員。

野本委員：野本でございます。

関連で申し上げたいと思いますけれども、今、斉藤委員は、効率云々のお話をされましたけれども、この合併協議が整いますと、風連エリアも名寄エリアもひとつの自治体としての締めを担うわけですから、名寄側に置くことがすべからず効率性がいい、非効率性は、何をもって非効率というのか。数の理論で人口云々とか、そういう非常に寂しい発言をされますと、これは全く我々にとっては非常に奮起にたえないお話でございます。今までの十何回のこの小委員会で積み上げた相互理解の信頼関係というのは一体何だったのだと。今の発言は誠に、風連に置くことがあたかも非効率的、私はおかしいと思います。ひとつのエリアで今後の将来の地域の振興策を図ろうとする時に、わずか庁舎間の距離が10キロ前後のこの車社会にあって、非効率的というのは一体何故なのか、ちょっと斉藤さんに質問申し上げます。

福光委員長：斉藤委員。

斉藤委員：逆に私は皆さん方の発言の方がおかしいと思うのですよ。そういう信頼を

するために15回目の論議をやってきて、特に皆さん方が新しいまちづくりの柱としての特区の活用なども含めて、相当熱心な論議も深めて、特に風連の皆さん方にとっては、従来の行ってきた、そういうふうな事業なども概ねこれら活動の中で活かされていくと、こういうような方向も含めた論議が出てきているわけですね。

そういうふうな中で、この発言聞いて私もびっくりしたのですが、部が3つか2つか、これが何か金科玉条で、これに異議を唱えたことが何か従来の論議の信頼関係をぶち壊すかのような発言に私は受けとめたわけですけれども、そうではなくて、今ここへ来て、実際に住民の願い、要望に応えたまちづくりを進めていく上で、そういうふうな部を2つ置くことが一番大事なのだ、それが住民の納得する、或いは過疎化にならないまちづくりの柱だというふうに言うのは、それは私は違うと、率直に申し上げたいと思うのです。

やはり、自分たちの町をどういうふうにしていくかというのは、ひとつにはやっぱりいろいろな施策の問題ありますけれども、地域住民が協力、協働して、支え合っていく、創り上げていく、そういうふうなのが、既に配られている新市の建設計画でもご理解のとおり、協力、協働し合ったまちづくりをしていこうではないかと、こういうふうなことが相当強調されているわけですよ。私はやっぱりそういうところこそが一番大事であって、その上でのこの論議を進めていく、創り上げていくわけです。

ただ、その時にこの部を2つか3つかというふうなのは、野本委員の方からは、何が効率的だというふうに言われますけれども、実際に部がこちらの方に持ってくることによって、本当に風連の人口が減らない、まちづくりがプラスになっていくというのは、それはちょっと違うのではないかと。効率的とか何とかというより前に、そういうふうな視点で考えていくことが私はおかしいのではないかと。逆に私は思うわけでありまして、従来のような住民のいろんな意見というのは、それぞれの担当課あることによって、職員が配置されて、十分対応されていくと、こういうふうを考えるわけでありまして。私としては今言われた、何か信頼関係を壊すなどというのではなくて、今ここへ来たからこそ、こういうふうな問題での率直な論議をしていく必要があると、こういうふうを考えているということでもあります。

福光委員長：この事務機構及び組織の問題で、中野委員から名寄庁舎3部、風連庁舎2部という提案があって、それぞれから両市町の委員から発言がありました。これは前回は議論をさせていただいたところでございますが、斉藤委員の発言の中に、委員長として取扱いをという発言がありましたので、それぞれの思いは今までの発言で十分委員長としても受けとめておりました。

この問題については、風連の住民の皆さんの思いは、やはり何といても、吸収されるのではないかと、或いは飲み込まれるのではないかと、寂れるのではないかと、そういった先に対する不安というものが大きいものがあるだろうということは、皆さんご理解いただけたらと思うのです。そこのところをしっかりと考えて、そうした思いを抱かせないような取り組みがやはり一定程度必要だろうと委員長としても思っております。

斉藤委員が言う行政の効率化云々ということも十分わかりますけれども、それ以前に住民の思いをどう受けとめるかということが、この小委員会に課せられたひとつの課題では

ないのかと委員長としては考えておりますので、この問題については議論を更に深めていくということも必要かもしれませんが、そうなるとお互いにやはり考え方のぶつけ合いという最後まで行ってしまうのではないかと、委員長としては懸念をしておりますので、このことについては中野委員から提案された風連庁舎2部、名寄庁舎3部という、そういった部の配置の問題についてだけ、皆さんに確認をさせていただきたいと思っております。

そのほかに、中野委員から発言がありました部の名称もはっきりさせていただきたいという発言がありましたので、そこのところは幹事長の方から答弁をいただいて、皆さんと合意に至りたいと考えておりますので、幹事長よろしくお願いたします。

今、斉藤委員、佐藤委員も発言を求めていますけれども、委員長としてこれ以上発言を許して、お互いに発言をぶつけ合っても建設的な意見になるのかどうかというのが、私としてはちょっと危惧するのですね。それを一步、委員の皆さん方は超えていただきたいと思うのです。

それで、中野委員から提案された3部、2部についてどうなのかということ、最終的に決定させていただきますけれども、名称の問題も幹事長の方から答弁をいただいて、そしてまた改めて議論をさせていただきたいというふうに、委員長としては取り扱いたいと考えておりますので。

佐藤委員、どうぞ。

佐藤委員：佐藤ですが、私の受けとめ方としては、これは風連町の多くの町民の方が危惧している部分でもたまたまあったわけですから、これは斉藤委員個人の1委員としての発言ではなくて、名寄に根強くある考え方のひとつを斉藤委員が代表されて発言したと私は理解をしております。それが先ず1点であります。

それから、今、中野委員が基本的な風連町の考え方としたまとめを報告したと。まだ私たちは個々の一人ひとりの委員の立場として、このことに対していろんな思いを持っておりまして、それも語り尽くさないうちから、単なる4だ、2だ、そういうことの綱引きがどうだということ、既に結論づけた議論として語られるのは全く心外であります。

何故、風連としてはこういった部分が必要かということはまだ語っていないわけですから、私たちは単に数の綱引きをしようと思って、この場に臨んだわけでも何でもなくて、何故それが風連にとって必要かということも、これからまさに述べようとしたわけですよ。その機会も与えられないで、一方的に名寄の1委員であろうとも、この場の協議会の小委員会の基本的な確認事項までも無視するような形で、効率化一辺倒で発言されるというのは、全く心外であります。ですからこれを抜きにして前に進むことは、私はできません。

福光委員長：他に発言ございませんか。

斉藤委員、どうぞ。

斉藤委員：言い合いになるとかというのではなくて、ちょっと誤解があるのではないかと思うのですけれども、実際に3部、2部で、しかも最初の発言の方は、どういう部がいいのかと、こういうふうなことまで言われておりました。そういう点で私としては、そ

ういうふうな基本的な立場から、3部、2部についてはどうなのかと。ですからそこで改めて風連の方から、いや、これはこういうふうな形で、だから2部が必要なのだという、そういう論議に入っていくものだとは私は理解しておったわけでありまして。

佐藤委員：全段、効率化が大事と言われましたね。

斉藤委員：当然ではないですか。効率化や何かの問題抜きにして、合併の問題論議になっっていくのではないですか。私の言ったことは何か矛盾ありますか。

ですから、そういうふうな、改めて合併をすることによって、どのような住民の願いや要望をつくり上げていくのかということ論議をしてきた結果が、特区を設け、特区の中にはこういうふうなこともやっていこうではないか、そういうふうなことをいろいろ論議してきたわけですね。ただそういうふうな中での流れというのは、繰り返し効率だ、或いは行財政の改革をやっていくことが住民のいろんな願いや何かも解決していくのだと、こういう論議をしてきているわけですね。

それをここへ来て、4部と3部という部のあり方をめぐって、やはり改めてそういう延長線上として考えていこうではないかというふうな問題を提起したことが、物すごく心外だと言われるのは、私の方こそ心外ですね。

福光委員長：ちょっとお待ちください。よろしいですか。

委員長として発言させてもらいますけれども、中野委員の提案に対して、斉藤委員として1委員として、いや、4対1の方がいいのではないかという提案の仕方。佐藤委員は何故3と2という数字を出したのかというところの説明をしたかったのにという発言がありましたけれども、それぞれ中野委員は3と2、斉藤委員は4と1というのは、それぞれの考え方ですから、その発言については問題ないと思うのですね。

ですから、4と1と出されたことが問題があるというのであれば、どこに問題があって、3と2がという提案を裏づける発言がやはりしっかりとしてもらわないと、議論になっっていくかと思うのです。

私は先程、委員長として、皆さんの発言を途中で終結させてほしかったのは、結局は対立を生むような議論になっちは困るというふうな考え方から発言をさせていただきましたけれども、暫時ここで休憩をさせていただいて、そのところをしっかりとこの委員の皆さん方で議論をしていただいて、どこに論点を合わせてその組織機構の部の分け方を考えていくのかということ、ちょっと休憩中に議論をしていただければと思っています。

暫時休憩いたします。

(休 憩)

福光委員長：事務機構及び組織の取扱いについて、先程、中野委員から発言があって、風連庁舎と名寄庁舎の部の分担数について発言がありました。そのことについて斉藤委員から発言がありました。

そうした中で、風連の委員の皆さん方から統一した見解として、名寄庁舎に3部、風連

庁舎2部という結論が出て、この委員会で風連町委員の発言として出されましたけれども、そのことについて、何故3部と2部なのかというその理由があるということでございますので、そのところを発言をしていただいて、取りまとめてまいりたいと思います。

発言を求めます。

佐藤委員、どうぞ。

佐藤委員：興奮しやすい性格なものですから、まだ声も震えておりますし、気持ちも整理できないのですが、いずれにしても今回の問題も含めて、風連の5,400人の町民の皆さんが最終的には判断していくわけですから、私がいつまでも延々と突っ張るということにもならないかと思えます。

それで、今、委員長の方から、風連町としてのその基本的な考え方というか、私の考え方、佐藤としての考え方を申し述べさせていただきますが、風連は従来農業の町というのは、改めて申し上げるまでもないと思えます。それは農協合併等においても、風連町の農業に対する位置づけというのは、お互い認識をしているところでありますので、これについては改めて申し上げるわけではございませんが、そういうことを先ずひとつ置きまして、加えて風連は上川管内、或いは全道的に見ても、早くから福祉に対する取り組みが非常に強くなされてきたということからおいて、将来においても風連町は農業と福祉の町というしっかりとした位置づけの中で進んでいきたいというものが先ず1点であります。

加えて、教育につきましても、まだ教育の部分というのは、非常にこの場においても議論が闘わされておりませんし、高校を初め、どのような形で今後考えていくのかということも、少なくとも結論出さないまでも、議論をしなければ十分にこの小委員会としての役割を果たしたということにはならないかと思えますので、そういったことも含めて、やはり農業と福祉と教育の町というふうな、そのためにはやはり子育て支援、或いは少子化対策もしっかりやっていかなければいけないでしょうし、また町民の皆さんから強く求められております、安心して暮らすことができる町、定住の町という、そういった位置づけも含めて、2つどころか、3つも4つもテーマを掲げながら、農業と福祉と教育と、それから安心して暮らせる町、地域ということで、私はこの風連町の将来を考えておりますので、そんな中から控え目に、控え目に言ったのが、先程、中野委員が言った考え方があります。

以上です。

福光委員長：そのことについて、中野委員から、できれば部の名称もはっきりさせていただきたいということの発言がありました。そのことについて、前回のこの小委員会では、はっきりとした部の名称の位置づけということについては、今、報告できないと幹事長の方から発言がありましたけれども、改めてそうした中野委員からの提案、今、佐藤委員の提案を受けて、幹事長の方で発言を求めたいと思います。

今幹事長：幹事長の今です。

休憩を挟んでの発言でありますから、先程1回指名された時はすらすらと出てきたのでありますけれども、少しとちるかもしれませんけれども、この間の経過も含めてちょっと

発言をさせていただきたいと思います。

先ず、幹事会の方で整理しました機構案、これは将来的に合併後目指す組織案を出させていただきました。同時に風連と名寄市における機能、これ、課という表現していますが、機能もまた出させていただきました。

先程、佐藤委員の方から、地区懇談会やると必ず寂れるのではないかという議論があるということがありまして、私は前回は説明をさせていただきましたけれども、両庁舎でどんな機能を持つのかということをしっかり押さえておく。そこはなし崩しにこの機能がなくなる、あの機能がなくなるということはないだろうと。こういう意味で機能をしっかりと出させていこうという意味で、この機能を風連庁舎と名寄庁舎に分けて出させていただきました。これを見ますと、一部を除いてほとんど両方にこの機能を持たせなければならないという表になっております。管理機能は確かに名寄庁舎の方に寄っております。

そういうようなことから、前回提起をさせていただきまして、先程来、議論あったように、運営小委員会でもこの辺は議論が出ましたけれども、はっきりと結論が出ず、私の方で両首長と相談をさせていただいて、その結果に基づいて議論を進めていただきますと、こういうふうに取り扱わせていただきまして、両首長で相談をさせていただきました。両首長ともやはり機能を両方に置くということについてはいいのですが、さて部をどちらに置くかということとはまた少し違いますので、それについては今すぐこの機構になるわけではないだろうから、ある意味では合併した時から更にこの機構になるまでの間の行程表をつくるべきと、こういうことがひとつありまして、私の方もそれは合併した時は今と大差のない組織でスタートをして、将来効率化を求めて簡素化をしながら、この機能、機構に至るまでの行程表をつくる、こういうことを約束させていただきました。

その作る過程の中で、是非、何年度ぐらいにはこういう舞台に考えていきたいと、こういうふうにさせていただければ、非常に作業としてはやりやすいなというふうに思っております。今こちらの方に何部を置く、こちらの方に何部を置くと、こういうことを今決めてから作業にかかるのではなくて、行程表をつくる段階でそれを出させていただくと作業がやりやすいと、こういうふうに思っております。

それでも、しかしはっきりわからないと、なかなか大変だぞということも、恐らく住民懇談会の中では出てくるのではないかと考えておきまして、案でいきますと、やはり経済部、農業関係の機構、機能は、すべて風連に集中するという、このことは表を見ても明らかなおりであります。

従って、これは経済部関係、これは商工の扱い少しありますから、商工についてはこれはもう少し考えさせていただいておきますけれども、農林業の機能については、これは風連に集中する。従って、経済部については、これは風連に集中しても、決して外れていないといいますが、方針としてはおかしくないなと思っております。

その以外の部分については、両方ともに機能を持たなければならないものですから、1カ所どちらかに寄せるとということには、なかなかならないということになるのではないかと。ここのところはその行程表との関係で、私ども幹事会でこれから知恵を絞らなければならないと思っております。

両首長の会議では、本庁のある場所に3部、それからそれ以外の庁舎に2部と、こうい

うふうに話を出されました。議論経過の中では、確かにこれから福祉の時代だから、福祉の窓口は全部に置かなければならないと。従って、これは部を置くというよりも、次長ということでやれないかと、こういう議論も議論経過として確かにありましたけれども、最終的に3部と2部と、こういうふうになってございますので、これは先程来議論あったとおりでありますから、それは間違いのないと思います。

ただ、幹事会として、今どこの部を置くのだと、こういうふうに言われると、なかなかそれは作業をもう一度させていただかないと、少し置きづらいなと、はっきり言いづらいなと思います、といいますのは、経済部と違いまして、経済部はもうとにかく集中的に農業はこちらに置きましょうということで割り切れるのですけれども、ほかの部は両方置かなければならないということがありますから、ではどこにどういう人数を配置しながら置くのだということも考えながらやっていかなければならないということでもありますから、今ここで明らかに、2部はこの部とこの部と、こういうふうにはっきりこの私の方から申し上げられませし、またこの委員会の中で決めてもらうよりも、むしろ先程言いましたように、行程表をつくる段階でご相談をさせていただいた方がいいのかなと思っております。

以上です。

福光委員長：今、中野委員の発言に答える形で、幹事長から答弁をいただきまして発言をもらいましたけれども、結論としては、はっきりと今何部をというふうな名称をはっきりさせることが難しいという発言でございました。

中野委員、そのあたりのところをご理解をいただけるでしょうか。

中野委員、どうぞ。

中野委員：行程表をつくらなければならないというような話もあるのですけれども、それをこっち側で決めて、それに合わせた行程表をつくっていくというような形をして、やっぱりこの部分については2部をどうするかということで、この場で私は結論を出すべきだし、そして住民に説明を求めて住民理解を求めていくという方策が一番いいと考えております。

福光委員長：今、中野委員から、この委員会で名称をはっきり決めるべきだという発言がありましたけれども、幹事長、発言ありますか。

今幹事長：委員会で議論としていただいて結構だと思いますけれども、決めるということには少し無理があるかなと私は思っております。

ひとつには、余りかたいことを言ってもあれですけれども、部をつくる場合は設置条例、ここはどこに置くということを書かなくてもいいのですけれども、最終的に議会で、新しい市の部はこうですという設置条例をつくれなければならない。

それから、政策的にやはり新首長もまた思い入れがここに出てくるのではないかと思っております、どちらの庁舎にどういう部を配置して、どういうふうにやっていくのかと

ということも、これもまた一部政策部分にもかかわってくるなと思っております。

従って、それを決めるまで部会での議論はこういう議論がありましたよと、こういうことの重みを持たせて引き継いでいくといいますが、そういうことの方が私としてはベターかなと感じております。

福光委員長：佐藤委員、どうぞ。

佐藤委員：先程来、住民の皆さんとの懇談会の話をしよっちゅう引っ張り出すわけですが、各種料金にしても何割具体的な数字が置けたか、或いはきちっとした方向づけできたかということ踏まえて考えてみますと、非常にまだ新市に入ってからという部分が多く残されております。

そんな中で、非常に新しい町の新しい自治体としての根幹にかかわる部分を、確かにそれは新市の首長の政策としての部分もあるでしょうし、条例も必要でしょう。しかしながらその部分も含めて先送りする、新市に丸投げするという事は、少なくとも私が住民の皆さんと懇談をした中では許されないと判断をします。

ですから、多少の動きはあっても、こういうふうにしたのだと、それについて皆さん判断してくれというのが、これから年明けて3月にかけての私たちの大きな仕事になるわけですから、それをオブラートに包んだ形で、各課そういうのを勘で皆さんご理解してくれといったって、これは非常に難しいですね。そのあたり、幹事長、如何お考えですか。

福光委員長：幹事長、どうぞ。

今幹事長：お言葉でございますけれども、決して丸投げ、先送りという議論ではなくて、全部をお任せするという事は、この場で議論は議論として、していただくと。それは決定ではなくて、この場でこういう議論ございましたと、こういう送りで申し送っていただくということは、非常に大事かなと思っておりますよ。

従って、例えば表を見ておわかりのとおりかと思えますけれども、新しい市で市民福祉部と。従来名寄市でやっている市民生活部と保健福祉部とを合わせまして、市民福祉部というふうにもって、各窓口は両方に置かなければならないですね。これ窓口を置く場合に、前にも説明しましたがけれども、やはり対象人員の問題がなってきますね。両方に課を置くのか、或いは違う形で2つのことを兼務して置けるのか、ただいずれにしてもこの機能だけはきちっと置かなければならないということは言えることですから、この機能も保証だけはきちんとしてまいらうということは、これ今やっておかなければならない仕事だと思います。

今やっておくのは、将来にわたって、風連からこの機能をなくしてもらったら困る、名寄からこの機能なくしてもらったら困ると、こういうことは今きちんとして今こここで議論しておかなければならない。

これがなかったら、おっしゃるように、何年かたってなし崩しになるということでありますから、僕はむしろ大事なものはこの機能をここにどう置くかということが大事だなとい

うふうに思っています。

その上で、例えば市民福祉部が、福祉の町、佐藤さんおっしゃいましたけれども、市民福祉の部をもって、風連町に部を置くという場合に、それではどういう機構でどういうふうに置いたらいいのだと、これがやっぱり行程表と絡んでくるということなのですよ。或いはこの間も議論出ていましたけれど、建設部を風連町に部を置くと、その場合にはどういう仕事の流れになって、どういう機構として置かなければならないのだと、このこともまた行程表と絡んでくるということなのですね。

従って、今初めから決めておけばいいのではないかということですが、残念ながら私ももう、風連町のやっている仕事、名寄市やっていることが全部完全に掌握しているという、知り尽くしているということではございません。

やっぱり、機構を作る以上は有効に活動する機構を作りたいと思っていますので、それはこの合併を決めてからの調整期間の間で、1年ありますから、両首長もまだまだ、それぞれに残りますので、その間できちっと調整していただいたらどうかなというふうに思って、申し上げているだけでありまして、決して丸投げをすとか、先送りをすということではなくて、住民の皆さんにはこういう機能が絶対残ると、こういうことで寂れるという議論に歯止めをかけていただけないかと思っていますのです。

この機能を残さないと寂れるということと言われても、それは仕方ないと思えますけれども、絶対に周辺が寂れていくということ、歯止めをかけるためにこういう機能は風連に残るのだよと、その上で更に首長同士が約束をした部長の部の単位を風連町に2、名寄市に3、旧地域ですね、こうなった場合には職員の配置も、もう少し厚みが帯びてくるのではないだろうか、こういうふうに説明をしていただくことによって、私はご理解いただけるのかなと思っていますけれども、如何なものでしょうか、その辺は。

福光委員長：はい、佐藤委員、どうぞ。

佐藤委員：幹事長は丸投げという言葉が随分気になったようですが、言い方変えますけれども、要するにここで結論が出ないと、結論というのは決定という意味ではなくて、そういう具体的な中身を出していくということが求められていると、それができないこと以外はすべて広い意味で丸投げというふうに表現させていただいたのですが、ですから、そういう部分が非常に多いものですから、住民の皆さんにすると、新市のイメージがさっぱりわからないということになります。

ですから、今、幹事長のおっしゃるとおり、行程表を通してその機能がしっかり確保される、担保されるような町をつくっていくよというのであれば、それはやっぱり具体的な中身をただこの協議会整ってから後の作業ではなくて、それも含めてこの場でお互いに見て、それを確認し合って、これならいいなと、安心だなというものでなければ、なかなか先に行けないと、そうでなくても、集中と効率という名のもとに、今現在でも議論が出てきているわけですから、それが先送り、或いは行程表で将来示していくからということだけで、幹事長の機能はしっかり分担するよという一言だけでは、私は少なくとも、そうだねというふうには、心から納得することはできないのであります。

福光委員長：他の委員の皆さん、発言ございませんか。今、佐藤委員からの発言に対して、幹事長が答弁をしておりますけれども、他の委員の方で発言ございませんか。

野本委員、どうぞ。

野本委員：一括審議中ですけれども、非常に課題になっておりましたこの新たな市の名称、大看板と言われる看板の名前も名寄、また事務所の位置についても現名寄庁舎ということで、今話が決まろうとしてございますし、私はこの合併がやっぱり名寄市民、風連町民の既存の住民自治というものをいかにキープするかということでない、この合併そのものの意義が問われるわけでございまして、今、幹事長の方からも両庁舎をバランスよく保つという意味で2部、3部という話が出ましたので、私はそういうことを少なくともこの協議会がすべてでありませぬけれども、方向性として、各委員の皆さん方がそういう共通の認識に立っていただければ、私はいいのではないかと。

いろいろできるならば、風連側としては、先程から経済部の名前も出ておりますけれども、この市民福祉部も含めた主たる部を風連にということ強く要望するところなのですけれども、事務精査云々のお話もございまして、これらについては、今後そういった風連側の意向を十分踏まえて、両庁舎がバランスのとれた行政執行の場になるように今後、検討をしていただきたいと思いますし、こういうものがきちっと担保されませんと、この話はこれからいよいよ住民の場に議論のステージが移ってきますので、この辺は十分幹事長の発言の意図を我々委員もみんなが受けとめて、これから来年3月に向けての本格的な議論の最低限のベースに私もとらえていきたいと思っています。

福光委員長：他に発言ございませんか。

今、野本委員からは市民福祉部という発言がありましたけれども、他に発言ございませんか。幹事長からの発言の中で、この小委員会の意見として、こういう意見があったということという発言がありましたけれども、他にそうした発言ございますか。

かなりの議論を尽くして、幹事長からは、これからの作業の中でそうした部の名称の位置づけについてはやっていかなければならないという発言でございましたし、更にこの委員会として、風連の委員の皆さん方、特にどういった部が必要なのかという発言が意見としてこの委員会であったということで、とどめていただければということでございますが、中野委員から、部の名称まで決めてほしいという話ありましたけれども、先程来、幹事長から発言あったように、ある意味での執行権の部分でもありますし、新市になった場合に、議会がそのことについてオーダーを出すかどうか、最終決断は議会ですので、そのあたりのところも含め、頭に置きながら、この委員会としては、この組織機構については、名寄市3部、風連2部というふうに、協議決定をさせていただきたいと委員長としては思いますが。

佐藤委員、どうぞ。

佐藤委員：佐藤ですが、今の委員長の調整案に異議を唱えるものでありますが、新市

が発足したとした場合、19年4月からは18対8になるのですね、議会構成が。しかも23年には新市一本で人口比率からいって、更にその8の部分が下がるというのは容易に推測できるところであります。

そんな中で、議論をしたとしても、今日的な経済状況、或いは新市の財政状況を考えると、なかなかそれは理想であって、現実難しいと。集約と効率化を図らなければならないということが出てきた時に、いや、待て、待てと。例えば風連側が何人かわかりませんが、異議を唱えても、数の理論で押し切られてしまうという危惧があるわけですから、先程来何らかの歯止めが必要だ、保証が必要だという話をしているわけで、そのあたり、委員長、如何取り計らっていただけますか。

福光委員長：佐藤委員の発言、少し誤解をされているかと思いますが、まずは17年3月で合併をするかどうかということを議会で決定しなければなりませんね。それがひとつのハードルになるのです。その時にはもう既にこういった機構というものを出されてくるわけです。その後17年3月で合併の調印をしますね。そこが2回目のハードルだと思うのです。その後新市になって、1年間特例を設けて、議会として議員の特例を設けましたね。その議論が一定程度この1年間であって、その次に選挙区選挙という形になるわけですから、幾つかのハードルがあるだろうと思うのですよ。

ですから、多数で決定されるのではないかというその佐藤委員の危惧は、どうも当たらないのではないかと思うのです。17年3月の議会決定の時に一定程度の判断ができるぐらいのこと。当然その時にはすべてが整ったものが出てくるわけですから、道に出す書類として。もう部の箇所づけが出るかどうかわかりませんよ。しかしその先の1年間の中でも、それぞれの議会の中で議論があるだろうし、18年3月に当然新市の首長の選挙、合併決議というふうにはハードルがありますので、そうしたところでさまざまな最終決断が求められるのではないかと思いますから、そのところは余り担保がないというわけではないのではないかと思うのですけれども。

佐藤委員、どうぞ。

佐藤委員：佐藤ですが、おっしゃるとおりなのですが、しかしやはりそこにも数の原理は常に働いていくわけですよ。過半数という部分も含めてですね。

今、本当に理想的な新市のあり方を議論している中であっても、私たちは今まさに一瞬ですね。それをみてしまったのですよ。そんな中において、将来に風連からも十数人の議員が新市に入るのだし、しかもその後一定期間8名が残るのだしというような。しかも道の提出には書類を整えなければならないということだけでは、とってもとって恐ろしくて不安で、橋を渡ることはできない。たたくことすらできないかもしれないという状況ではないでしょうか。

福光委員長：はい、高見委員、どうぞ。

高見委員：名寄の高見ですけれども、佐藤委員がご心配をされる部分について、私が

否定的な意見を言うわけにもいきませんし、考え方については、そうした考え方があるのだなということについて受けとめさせていただきたいと思います。

ただ、私はこの議論をしていく時に、やはり合併をしていく時に、部の部分がはっきりしないから不信感が増幅をするような形、それだけではないのしょうけれど、数の論理の話をされると、すべてがそういうことに増幅をしていく可能性があると思うのです。

ですから、私は少なくとも合併をして、やっぱり本当に自治区を設けて、新しい自治の姿を求めていくという、これはもう本当に名寄と風連の合併の部分の中で、私は極めて根っこになる部分だと思っているのですよね。

ですから、合併特例区の問題で、特例区がそれほどの役割分担を持てるとか、持てないとか、いろんなことが言われているわけですがけれども、私は必ずしもそうではなくて、これはそれなりの役割をしっかりと持ってもらうような議論というのは、これからたくさんできるのではないかと思うのですよ。

単に今総務省が示している形の中だけでは、余り思ったような形にはなっていないとは言いながら、それでは条例制定その他をしていく時に、この法人格を有した、或いは法人格を有する、有しないでなくても、自治区のありようについて、役割分担をきっちり持っていくと、そういう中で、新しい合併後の自治の姿を求めていくということに、私は少なくともそういう感覚を持っているのですよね。

そうでなければ、合併して、その一方の方が疲弊化をしていくということだけで議論をしていくと、本当に風連の町民の皆さんに申し訳ないと思うわけでありますから、その点は私どももそう感じておりますし、そこのところをやっぴりお互いの信頼関係の中にひとつ立って議論をしていかなければならないだろうというふうに思うのです。

それと、機構の問題は、例えば佐藤さんに大変失礼な言い方かもしれませんが、新市名についても、或いは本所についても、風連が英断をもって、風連側の委員の人たちがこういうまとめをしたと。だから名寄の委員の部分についても、しっかりともうひとつは整理する分は整理していいのではないかというご主張は、根底にあるのはよくわかるのです。

だけど、幹事長が言われたように、私も従前から言ったように、風連庁舎と名寄庁舎としたら、これをもう総合支所機能にするかどうか、いろんな議論があったけれど、そうではなくて、風連庁舎と名寄庁舎、対等というかそういう立場でいきましょうということまでやってきて、風連庁舎、名寄庁舎にしていったと。そして風連庁舎の機能というのは、従前今持っている機能を少なくとも担保をしていくというか、名寄の部分についても同じこと言える、担保していこうではないかというのを先ずベースにして、だから幹事長が言っている機構の持つ機能というものをしっかりと、これは名寄市民にも、名寄市民だって例えば経済部風連に行くといったら、いろいろ意見出ると思うのですよ。ですけれども、それはやっぱり機能的に、2部なら2部は風連に行くことについて、理解を求めなければならない。

これは数の論理だけでなく、そこのところを言っていくと、もう両市町民にそれぞれの私は議論はあると思う。住民から聞かれると。それを乗り越えて、理解を求めていくというのが、私どものある面小委員会の委員として、或いは議員として役割を果たしてい

なければならぬのではないかと思うのですよ。

ですから、機能分担をしっかりと、従前ある例えば今風連で一般行政職が庁舎の中に80名いるというのは、もう誰だっかわかっているわけですから。その機能が80名の人数いなければできないのか、いや、それが120名になるのかわかりませんが、機能を持っていくことになる。

だけれども、機能は今までどおり住民に不便をかけない機能を有するのだと。そして分担型で部の部分をどこに持ってくるのかというのは、幹事長から再三両首長も含めて、私は2部について一定の理解を持っているということを言っているわけですし、そのところで私は一定の理解を野本さんがおっしゃるように、私はしていかなかったら、これは合併後数の論理でこうなる、ああなるという議論をしていくと、ちょっとつらいというか、寂しいというか、ことになると思うので、是非、私どももそんな数の論理でなどということではなくて、名寄と風連が合併をして、自治区をどう育てて、本当にその障害が生じないような形をやっぱりきちっと保障していくかというのは、これからの議論として、私は大いに議論があるのではないかと思うのであって、是非そういう面では私は2部なら2部について、理事者側がしっかりとこれから整理をして、話にありましたように17年3月まで一定の方向を出さざるを得ないと思いますから、そういうところで理解をしていくということで、総論的になりますけれども、概ねの方向について、当小委員会については理解を示すということで如何なものでしょうかね。

福光委員長：暫時休憩をして、休憩の間でやったら如何ですか。よろしいですか。

(「異議なし」との声あり)

福光委員長：暫時休憩します。半まで。

(休憩)

福光委員長：再開します。

休憩中にそれぞれ議論をしていただきましたけれども、改めてこれまでそれぞれの委員から発言があったことを一定程度委員長としてまとめたいと思っておりますが、よろしいですか。

(「異議なし」との声あり)

福光委員長：今、非常に議論的になっている事務機構の問題ですけれども、冒頭中野委員から風連庁舎に2部、名寄庁舎3部という提案があって、しかも部の名称も一緒にという話ありましたけれども、幹事長の方から事務行程の中で、今しっかりと部の名称まで決定することは難しい状況にあるということでございます。

一方、風連の住民説明会の中で、そうしたところまでしっかりと報告をしないと住民に十分納得していただける状況にないというような発言もありましたけれども、しかし両首長の一定の考え方も当然あることでありますし、それとこれから2部の部分を、風連町の2部、名寄市の3部をどういったような部にするのか、経済部というものについては、一

定程度共通認識を持たれておりますが、他の4部のことにつきましては、これからまた首長と、或いは幹事会、或いは事務の専門部会の方でしっかりと議論をした上でというような含みを残して、当委員会としては、先程、野本委員から発言がありましたような市民福祉部もという意見があったということも付して、当委員会としては事務組織の部分は風連町2部、名寄市3部というところまででとどめて決定をさせていただきたいと思っておりますけれども、よろしゅうございますか。

はい、佐藤委員、どうぞ。

佐藤委員：佐藤です。

今、委員長としての一定の考え方、まとめが出たわけですが、先程来、今幹事長がおっしゃっていたその機能のあり方という部分について、ここにいろいろ課が書いてあるわけですが、先程説明の中にも、課がいいのか、或いはそうでない機構がシンプルであるべきだということからだと思っておりますが、そういったことも含めて、それこそ先程来の発言ではないのですが、2だ、3だというそういった数合わせに終始するだけではなくて、最終的にはそういうまとめも必要なわけですが、それぞれの庁舎が今後果たしていかなければならない課なのか、或いはそれ以外のもっと以前も大課制の問題なども出てきていますので、或いは行財政改革、機構改革の部分も、それは首長任せだということではなくて、この場で議論できるところまで、結論は出さないまでも、議論すべきだと思うわけですが、如何でしょうか。

福光委員長：佐藤委員の発言についてですけれども、佐藤委員の思いは十分委員長としては理解はできます。

そこで、他の委員の発言も聞いていただいて、先ずそのことについてどうするのか、佐藤委員の発言の中での大課制の問題や何かも含めて、それは一定程度佐藤委員の思いというものがあるのだらうと思っておりますが、それも一定程度執行権の部分でもあろうかと思えます。新市になったらこういったような庁舎の性格を持たせるべきだというぐらいのところでは理解はできますけれども、大課にするとか、或いは課、或いは係の問題まで私たちこの小委員会で踏み込めるかどうかというのがちょっと委員長としては疑問に思っておりますけれども、他の委員はどう考えておられるのか、発言を求めて、決定したいというふうに思いますが。

はい、中野委員、どうぞ。

中野委員：機構の部分については、非常に先程、今幹事長のお話を聞いていると、行程表等の関係でなかなかこの場での議論は難しいというようなお話でございますので、風連町が求める2部ということで経済部、また市民福祉部という部分については、意見を付させていただきたいということで、先程の委員長の提案どおりでいいと思うのですが、機構の部分については、まだ双方とも住民懇談会までは期間がありますので、その間の中で理事者とも十分それぞれ打合せをしながら、もう少しどういった今の機構よりもわかりやすいといいですか、細部にわたる風連庁舎、名寄庁舎のあり方をもう少し示していただ

いて、今後住民説明会の中で示していただければと思うところで、今日の部分については、先程の委員長の仕事でよろしいと思います。

福光委員長：はい、斉藤委員、どうぞ。

斉藤委員：私も思いといいますか、委員としての発言をしたいのですけれども、実際に先程から住民説明に当たっての苦悩も実際にかかわってきただけに、思いが私も率直に伝わってまいりました。

ただ、やっぱり率直にお互いに理解しておかなければならないのは、そもそも矛盾を抱えてきているのだということが、やっぱり率直にあると思うのですよね。それは私も冒頭に言いましたように、この協議会のときですよ。とりあえず住民からの燃え上がる熱意での合併ではなくて、上からの合併だというひとつのそういうかかわりがあるのだと、そういうふうな中で、どう合意をとって、1歩でも2歩でも住民のプラスになる、そういうのを見つけ出していこうではないかと、私はそういう視点から臨んできたわけでありまして、そういう面ではこの風連庁舎大きいだけに、またいろんな職員がいるだけに、そういう住民に密接につながりのある、そういうところは必ず残していくべきだと。

しかし、全体の中では、国の交付税が減らされる、そういうふうなことがあるものですから、どうしてもこれは行財政改革というふうなのがかわってくるだろうと、こういうふうに考えますから、やはり幹事長が言われるような形で、十分論議をして、機能分担、そういうふうな形での部のあり方というのを決めていくべきだと、こういうふう思うわけです。

ただ、加えて、この名寄市民の立場からいいますと、やはり名寄でも道北の中心地として基幹産業である農業をしっかり発展させていこうと、或いは福祉、医療、そしてまた教育、文化、こういうふうなのを柱にしたまちづくりをということで、ずっと来ていたわけですから、佐藤委員の言われるように、そういうふうな思い、そういう部をしっかりと配置してもらいたいというのは、我々名寄市民にもあるのだということは、率直に理解をしてもらいたいと思うのですね。

そうして、私もそんなのですけれども、実際に合併することによって、絶対過疎化にさせない、皆さんの願い、思いを必ずやっていけるのだという保証をしると言われても、やっぱり今できない矛盾が率直にあるわけですよ。これは佐藤委員もご承知のように、交付税を今度減らしてくるだとか、やれ三位一体の改革だとか、ですから本当に地方自治体がどうやって生き残っていくか。だからこそ住民と一緒にあった協力、協働、こういうふうなものが求められていると思うのですよ。

そういう面では、先程どなたかと話していましたが、風連の皆さんの方が相当協議し合って、住民自治意識というのかな、やっぱりそういうふうな面で、本当にいろいろな意見闘わせていると思うのですね。名寄の方はこれからそういう論議を闘わせていくと。

ですから、風連のように特区、自治区にはまだまだそこまで行かなくて、町内会連合会の中で、これから一緒になって論議をして、名寄での自治のあり方はどうあるべきなのか、こういうふうなところも場合によっては、風連から学んでやっていかなければならないと、

こういうふうな関係もあるわけですから、そういうふうにお互いに協力してつくり上げていくのだという視点を、やはり持っていくことが大事ではないかなという思いをひとつ述べておきたいと思います。

福光委員長：先程、中野委員の発言について、幹事長。

今幹事長：前に出しました機構図、それから機能図で、（特に風連庁舎、名寄庁舎置く機能）ですけれども、私は課と書いてわかりやすくしたのですけれども、括弧書きでわざわざ注釈つけて、課は機能の意味ですと、こういうふうに書かせていただきました。

課の持つ機能、全部また一部を置くのですよと、こういうふうに書かせていただきましたけれども、今おっしゃられたとおり、機能を実現する方法はいろいろ正直言ってございます。

ただ、今、風連町さんがとっているグループ制がありますし、それから士別市ととっているスタッフ制があります。最近の道庁でもグループ制というものをとっているところがございます。それは仕事をしていく上で持っている機能をどう活かして住民サービスに徹していけるかと、こういう立場であります。

一方、大課係制というのは、もうひとつには行政改革も含んでいると。課長2人いるところを1人にしていこうかと。それから機動的な課をつくっていこうかと、こういうようなことになっていると思いますので、それらにつきましては、本当に執行権の中でどうやったら一番やりやすい人を動かせる方法、そしてそれが住民サービスに結びつくのかという観点からつくり上げていくものだと思っておりますので、今日この場でどの方法がいいのだという結論までには至らない。議論はあっても結論までは至らないなと思っております。

それから、中野委員さんから話がありました、できれば住民懇談会までの間にこの一定の物事を示していただく努力をしてほしいというお話もございました。先程来お話がありますように、合併時、18年3月に合併したとしたら、18年度からの機構はほぼ今と同じような機構になると思いますけれども、それにしても住民の中の一部に、合併した途端に大きく変わって、どうなるかわからないという不安があるとすれば、あらましのことは出せるかなと思っておりますので、ちょっと時間をいただきたいと思っております。

福光委員長：中野委員、よろしゅうございますか。

佐藤委員、どうぞ。

佐藤委員：佐藤ですが、ちょっと発言させていただきますが、先程その中身をもう少しというお話で、すべてを話しするつもりはないのですが、たまたま総務部の部分にしましたら、風連庁舎は総務課と課は機能の意味という意味で発言させていただきますが、総務課と税務課ということなのですが、やはり風連地区をどのように今後つくり上げていくか、デザインしていくかという意味で、そういう意味でやはり名寄庁舎にあります企画の機能も当然風連にも必要であるという意味で、ここはきちっと明示をすべきだと思います。

それから、同じように、経済部においても名寄市には5,000ヘクタール以上の農地があるわけですから、しかも生産額は風連町より大きいわけですから、その意味では機能として農林課を置くということも風連町においては、これから中心市街地活性化事業等に対する大きなプロジェクトも抱えているわけですから、当然ここにも商工観光の機能を置くということをやはり明示しないと、あれというようなことにもなりかねないと思いますので、今気づく部分、わかる部分については、機能としてきちっと記載をすることが大事ななと思います。

いずれにしても、今幹事長言われたとおり、今日の読売新聞の社説をお読みになった方もいらっしゃるかと思いますが、今、中央の方ではいかに地方が無駄遣いしているかということ、徹底的に今ああいう大手新聞をはじめたたいているわけですね。しかし我々にすれば全くそんな無駄遣いしているつもりなど欠片もなく、ですからこれから本当にそういう意味で我々こそがしっかりとした行政組織をつくって、それから斉藤さんの言われた無駄のない行政執行をやっつけていかなければいけないわけですから、その辺もつげ加えて、単に機能を果たすということと同時並行して、今求められる行政としての本来的な無駄のないあり方を求めていくという部も、新しい街のあり方として明記する必要があるかなというふうに思います。

福光委員長：今、佐藤委員からそうした発言がございました。

先程中野委員の発言で、これまでの議論と先程委員長が発言をしたまとめでよろしいのではないかという発言がありましたけれども、改めて委員長として、今日のこの場では事務機構及び組織の取扱いについては、風連庁舎2部、名寄庁舎3部という分担をすることだけにとどめて合意させていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

福光委員長：それでは、新市の名称及び事務所の位置、事務機構及び組織の取扱い、特に事務機構及び組織の取扱いの部分では、先程中野委員から発言がありましたような市民福祉部を経済部と一緒に2部という発言も、風連側の委員としてあったということを委員長報告でつけ加えさせていただきますが、いずれにしても新市の名称は名寄市、新市の事務所の位置は名寄庁舎、それから事務機構及び組織の取扱いについては、風連庁舎2部、名寄庁舎3部ということに決定させていただいてよろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

福光委員長：それでは、そのように決定をさせていただきます。

4番目、最後に残りましたけれども、これも10月19日に資料が出されて、それ以来議論を重ねておりますが、各種事務事業の取扱いについて議題とさせていただきます。

このことについては、改めて幹事長の方から、或いは事務局の方からご報告を求めません。前回の委員会で委員長から、風連側の委員としての考え方をまとめていただきたいをお願いをしておりました。そういうことで一定程度、風連町側の委員として議論をされたのだらうと思いますので、その報告がどういうふうになっておられるのか、発言をい

ただきたいと思います。

佐藤委員、どうぞ。

佐藤委員：佐藤ですが、先程来、新しい市のあり方、ひとつのあり方として、新市建設計画の方で持たれております少子化対策、或いは子育て支援、それからプロジェクトの中にも書かれております同様の施策について、やはり具体的にこの委員会として踏み込むべきだという意味も込めまして、決してここにあります修正案にあります国の基準ということにこだわらないで、新市として子育てをしやすい環境をつくっていくのだというのを基本として、一定の考え方を申し上げたいと思いますが、風連町の保育料につきましては、平成18年度から3年間は現行どおりということで、加えて子育て支援がしやすい環境をつくることを基本に、段階的に統一すると。これは新しい市が国の基準に、これは今幹事長が心配されているとおり、国の基準が下がればその分手当がなくなるということは承知の上で申し上げているわけですが、新市としてひとつの重大プロジェクトでもありますし、新市建設計画の大きなテーマでもありますので、そこは新しい大きな目玉として位置づけをしていくという意味で、新市になった段階でも国に従うのではなくて、あくまでもこの地域において、子育てをしやすい環境をつくるために将来的に統一料金にしていくのだということを中心に考えていくべきだと思います。

加えて、従前今幹事長の方からもご説明あったとおり、内部で今現在保育所のあり方について、公設民営化を検討しているということでもありますので、名寄市においても、公設民営化について努力するという部分もしっかりと記入をして、住民の皆さんに見ていただく必要があるかなと思います。

以上です。

福光委員長：今、佐藤委員の方から発言がありました。

他に発言ございませんか。

高見委員、どうぞ。

高見委員：名寄の高見ですけれども、風連の保育料につきましては、これまでも議論がございましたように、極めて政策的に今日までの取り組みがあったわけでありますから、ある面で私は風連の皆さんがご議論をいただいた部分で、保育料を3年間据え置きで段階的にというお話ですから、そのことに異論は私は個人的にございません。

大変厳しいこれまでのやりとりもありましたけれども、一定のそうした経過は4つの季節保育所が統合をして今日を迎えて、スタートをしたばかりの段階だということも踏まえて、そういうふうに思います。

ただ、ひとつだけ私が思うのは、この種の議論の中で、今、佐藤委員が言われたようなのかあれなのですけれども、10年スパンなのか、一定の期間を私はある面で努力目標としてやっぱり持っていなければ如何かなというふうに思いますから、そういう前提だったのかどうなのか、ちょっと私も聞き漏らしている部分がございますので、ですからそれがもし風連側の委員さん方のお考えがあれば、私から申し上げさせていただければ、3年間で

据え置き、そして残り例えば7年なら7年で、10年を目指して整理をしていくとか、そういう一定の方向があれば、尚理解がしっかりできると思います。

もうひとつは、保育所の問題、私こだわってこれまでも言ってきたわけですが、料金問題を中心に保育所の議論がある。ただ私どもが民営化に私、何も反対をすとか、そういう意味では決してないです。それは視野に入れて結構だと思うのです。

ただ、私は保育ニーズがどこにあるのかと。風連の住民の皆さんの保育ニーズと、今の名寄市におけるこれはやっぱりサラリーマン階層や何かを含めて、保育ニーズの違いがある。あるのかもしれない。わからないですけど。ですから私はしっかりと、保育ニーズがどこにあるのかと、こういうことを先ずしっかり押さえる必要があるだろうし、そして今、子育て支援をしていくという中では、エンゼルプランというプランを立てて、保育行政なり、或いは幼稚園の幼児の関係を含めたやっぱり政策的な整理をしていかなければならない。単に民間委託をすればそれでいいのだというような、安く上がるのだというようなことだけではなくて、行政が持たなければならない分野は何なのかと。民間にやっていただく分野は何なのかと、こういうものをしっかり私は一定の議論をしてから、その整理をしていかなければ、誤った方向を見出すことになりかねない部分もあると。

従って、民間委託に移行していく部分も検討していくことという佐藤委員の意見に真っ向から反対をするのではなくて、それはそれとしても、押さえながらも、しかし現実の保育ニーズなり、或いはエンゼルプランも含めた子育ての部分のしっかりと、私ども議論をしないで、そこを民間だ、いや、直営だという議論は如何かと思うので、もし盛り込むとしたら、そういう保育ニーズなりを踏まえてエンゼルプランをしっかりと立てて、両市町の中で今後の子育て、或いは幼児教育について、しっかりと対応していくというようなこともつけ加えていただく必要があるだろうと思いますので、その点もよろしく願いたいと思います。

福光委員長：他に発言ございませんか。

野本委員、どうぞ。

野本委員：今、風連側でまとめた案につきましては、佐藤委員の方から総括的に述べいただきましたので、全くそのとおりなのですが、今、高見委員の方からのお尋ねのように、これは中身については先の委員会で既に申し述べてございますので、これは概ね10カ年スパンの中で、3カ年は現行どおりということで、その後緩やかなる統一に向けて、関係父兄の理解を求めながら、保護者負担の調整を図るということでございますし、また保育所というのは所得応分負担が原則なのですが、あえてそこを乗り越えて、我が町がとったひとつの政策でございまして、これはもう言う術もなく、道内のそれぞれの212市町村の中で、それぞれで首長の政策に基づいたもので、それぞれの地域の振興策と。住民ニーズに応えるものが際立ったものが一つ二つあるのは、これは高見委員も既にご承知のとおりだと思いますし、それから今後の、このあり方については、合併特別区の中でもそうですし、既存の私どもの幼保一元化の専門の委員会等々もございまして、十分その辺は名寄さん側の問題も含めて、副幹事長、担当課長も今日はお見えでございますから、

その辺もこの協議会とは別の視点で、今後のこの地域における未就学児童の児童福祉、また学校教育の両面をどういう形で調整を図りながら、行政が担う役割というものは当然求められていくと思いますので、その辺は少しご理解をいただきたいというのと、もう一点、佐藤さんから先程ありましたように、前段でこれは幹事長の方からも現在の名寄市における4保育所の多額な公費負担の現状もお披露されました。

そういったものも我が町についても、これだけ一律の負担ということは、それだけの公費負担も伴うわけですから、既に名寄さんが負担をしているものと双方で歩み寄りという意味で、あえて名寄市の今後における公設民営化の道も模索をしていただきたいということでございますので、合わせてご理解をいただきたいと思います。

福光委員長：他に発言ございませんか。

幹事長、どうぞ。

今幹事長：前回幹事会案として、10年間で1年間10%ずつ段階的に統一するという案を出させていただきました。その際に何通りか検討させていただきました。しかしいずれも行政にとって都合のいいことは、子育てするお母さんたちにとって非常に無理があるのではないかというようなことなども含めて、最終的にあの案になって提案をさせていただいたわけでありますけれども、更に今日は風連の委員さんの意見としまして、3年間は現行どおりの保育料にすると。風連町の場合の保育料ですね。更にまた段階的に統一すべきと、こういうことで、保育料については統一をするというのは、これは法的行為だから、このところについては一致をしたというふうに思っております。

ただ、私どもは預けるお母さんたちが、その後どういうふうになるのだろうかということとをきっちりと指し示す必要があると思っております。お母さんたちにしてみれば10年も子供さんを預ける場合もいらっしゃるかもしれませんが、何人か子供さんいましたらですね。例えば1人のお子さん0歳から預けて5年、或いは途中から預けても2、3年ということになりますけれども、私たちは制度をつくる時に、では、その後どうなのだということをはっきり指し示してやらないと、なかなかお母さんたちも計画を持ってないなというふうに思っています。

従って、3年間は現行どおりと、このところについては、皆さんのまとまった意見でありますけれども、私どもとしては、是非前回出した10年間で統一をするということに、この目安を置かせていただけないかと思っております。

従って、3年間は現行どおりでいったとしても、4年目から統一に向けて、段階的に引き上げをしていきますよと、保育料については、そういうようなことにさせていただくと、非常に私どもとしても目安が立ちますし、もうひとつはお母さんたちとしても、3年間これは現行どおりだけど、その後どうなるのだろうかねと、こういうような疑問がわかなくなるという点で、確かに値上げすることはつらいのでありますけれども、一定のめどが立つかなと思っております、ここのところはお議論をお願いしたいなと思っております。

また、統一すべきという点では合意を見ましたけれども、何を目標に統一するのだと。今回は国の基準というふうに私どもも出させていただきました。国の基準ではなくて、それ

では何を目標に統一するのだということを、ここでもひとつ議論の焦点になるのかなと。それは少し3年間なら3年間の間に一定程度議論して、国の基準ということを外すとすれば、国の基準以下でしょうから、ではどのぐらいのことにすればいいのだということですね。今でなくて3年間の間に議論しましょうと、こういうことなのかどうか、その辺もあればお出しいただきたいなと思っていますが、如何でしょうか。

福光委員長：斉藤委員、ありますか。

斉藤委員：本当に子育てをするお母さんたちにとってみれば、保育料のあり方というのは、非常に大きな問題もありまして、そういう点では風連町の勇断を持った子育て支援政策というやつは本当に評価できる内容だと思います。できれば名寄市もそういうふうな水準になれば一番よろしいのですけれども、そうはいかないところが難しいところであります。

ただ、そこでひとつは風連の側で課題になるなと思うのは、やはりそれなりの財源確保が必要になっていくわけですね。すなわち認可保育所ですから、国の基準から照らして、これだけ低い保育料だと、こういうふうなことになっていくわけですから、そういう点での一般論としての財政的な補填をどうするかという面では、総体の中からどこに風連の場合は力点を置いていくかという財政手法というのが出てきた場合に、住民感情からして、やっぱりそういうところに力点を置いているので、場合によってはこっちの部分が減らされるという心配が起きないのかと、こういうふうな気がするわけでありましてけれども、その点などはどういうふうに移されるのか、その点がひとつと、それと名寄市民のお母さん、お父さんたちの立場に立ってみますと、やはり子育て支援としてのもっと力のある入れ込みをお願いしたいと、こういうふうな声が強くなると思いますので、保育所の運営なども時間延長或いは一日保育だとか、いろいろ手だてをとっているのですけれども、これをもっと要望、ニーズに応えた取り組みを進めて、総合的な子育て支援として、喜ばれる政策を是非盛り込んでいくべきだと思いますが。

福光委員長：幹事長、どうですか。

今幹事長：そういうふうに理解すれば、子どもはあとは手法の違いですから、あとはお母さんたちがはっきりこういくなというふうに思いますので。

福光委員長：それから、幹事長、今、斉藤委員から発言があった、保育所の結局現行どおり3年間やるとすれば、その間の財政でどう考えるのだという発言がありましたけれど。

今幹事長：財政プランの中にはこの問題は実は未確定だと思うのですが、盛り込んでいないことは事実であります。

財源をどういうふうにして求めていくか。例えば名寄市の財政プラン、名寄市の今独自

の中期財政計画でいきますと、国の基準に合わせている財政計画立てています。そうすると今から約8,000円くらい差があったのですが、国の基準と名寄市の保育料と平均です。それを第1段階で半分くらいまで値上げしました。第2段階として17年度からやる予定だったのであります。それをやると国の基準に合っ、もう残り半分くらい。その財政計画を実は組んでいることは事実であります。

しかし、今回ここで合意しますと、新たな統一する目標を作らなければなりません。従って、今、名寄が国の基準に合わせておきますと、また矛盾が出てくるということがありますので、少し作業期間が必要かなと思っております、その間の財政計画がどういうふうになるかと、ちょっとまだ詳しく計算していませんけれども、いずれにしても単純計算しますと少し出てくるかなと思っております。

それから、斉藤委員の方から後段で、喜ばれる政策ということはだれでもとりたいたいところなのでありますが、名寄市の保育行政の場合は、4つの公立保育所で7つの特別保育を実はやっておりまして、町村の保育所との少しニーズが違うものですから、7つの特別保育をやっているところは道北ではほとんどございません。旭川市もやっていません。

従って、かなり直接保育料などは国の基準に近づける努力をしていますけれども、それ以外の特別保育、一時保育であるとか、延長保育であるとか、それから障害者を受け入れる保育であるとか、いろんな保育をやっておりまして、そのメニューでは私は喜ばれている保育をやっているのかな。決して十分とは言いませんけれども、やっているのかなと思っております。合併後それをどこまでやっていけるか、或いはどんな手法で次に展開していけるか、これはまた合併後の課題かなと思っております、いずれにしても、子育て、非常に大切な分野でありますし、名寄市もここでこういうことを言ったら恥になりますけれども、実は保育所の定員を減らしました、一時。その時には少子化現象が来るだろうということで減らしました。しかし一時的には減ったのでありますけれども、保育のニーズというのは非常に今度質が変わってきてまして、預ける人が逆に増えてまいりました。それに対応していく保育所体制を作っていかなければならないと思っております。

前回もお話ししましたけれども、一般会計の持ち出しが非常に多くなってきたということがありますから、持ち出しの幅をどう縮めるかという点で民営化を検討していることは事実でありまして、まだこれは内部の段階でありますけれども、民営化を検討していこうと。民営化を検討する際に、先程、高見委員から話がありましたけれども、行政でやれる分野とやらなければならない分野と、それから民営化してもいい分野というふうに、すみ分けをしながらやっていく必要があるなど。まだ青写真ができておりませんので、はっきりここでこういう民営化しますということは言えません。

お話がありました公設民営化なのか、民設民営化なのか、違う方向なのかということもいろいろ手法はありますけれども、いずれにしても一般会計から持ち出す財源の幅を縮小していこうということには、方向性は変わりございません。

以上です。

福光委員長：それぞれ意見が出ましたけれども、先程野本委員から発言があった3年間風連町の保育料については現行据え置き、そして段階的に統一する、それも3年間を含

めて10年間でというふうに委員長としては理解しておりますが、ただし統一した時に、先程幹事長から発言がありましたけれども、どこに合わせるのかと。国に合わせるのではありませんどこに合わせるのかということになるのですけれども、その発言がちょっと必要なかと思っておりますので。

佐藤委員、どうぞ。

佐藤委員：そこはこう言ったのですよ。子育てがしやすい環境をつくることを基本にということです。ですから名寄市でもなければ、国でもなければ、風連町でもないということです。

ご案内のとおり、先日の報道でも、名寄市の男女共同参画社会推進のアンケートの中で、介護とそれから子育て支援の部分が非常に大きく出ています。ですからそれに応えるかのように、新市においても重要プロジェクトとして位置づけたわけですから、ここはやはり私たちとしてもしっかりとした部分と新しい市の骨格の部分のひとつとして位置づけるという意味で、子育てをしやすい環境をつくと。

それは今、今幹事長おっしゃったとおり、7つの特別保育も含めて、しかも一番やっぱり今問題になるのは、こういう経済状況下でありますから、特に若い世代の家庭においては、金銭的な部分が非常に重要なわけでありますから、そこは行財政改革で生み出した貴重なお金をそういった方向につぎ込むということで、加えて運営形態のあり方についても、これは名寄市内で今検討されているということでもありますし、この合併協議というのはお互いの懐に手を突っ込んで、今後のあり方を議論しているわけですから、ですから公設民営化というふうには書き込めないのであれば、新たな運営形態について名寄市としては検討するという、或いはそういう部分を確実に書き込まなければ、名寄市の今後の進み方がここでは見えても、住民の皆さんには見えないということになりますので、如何でしょうか。

福光委員長：佐藤委員の今の発言では、最終的に10年間で段階的に統一する、その統一する目標を出していただかなければならないのですというふうに、幹事長の発言がありましたけれども、そこが見えないままにしておくということですか。それは新市で決めるということですか。子育てしやすい環境をつくる、それは精神だから。しかし10年間でどこに統一させた数字といたしますか、そこに合わせるのかと、それがもし決められないのだったら、新市で決めてくださいというふうに結論をこの委員会で決めていいということですか。それでよろしゅうございますか。新市で決定するという、10年間で統一する保育料については、新市で決定するというのでよろしいのですか。

高見委員、どうぞ。

高見委員：高見ですけれど。

私、名寄市に合わせるのですかという話をしたのは、今、国の部分も、先程今幹事長から話がありましたように7段階なのです。私もこれは異論あるのですよ。国に合わせることに私は賛成では決してないものですから、あえて言わせていただきたい。

今、資料をいただいたものは10段階ですか。つまり所得階層が国の部分は7段階では非常に粗いのですよね。粗いからその段階を更に2段階に分けて、そして今まで保育料というのを私ども設定をしてきました。

ところが、行政改革の中で、名寄市ではこれは条例になっていないものですから、極めて一方的という、幹事長に悪いのですけれども、余りわけのわからないうちに保育料を実は10段階に資料もらったらなっているのです。私はちょっと資料で見えて調べてみたのですけれども、例えば国の方の基準でいくと、第3段階で市民税が課税者であっても、所得税非課税世帯という第3段階の部分と、第4段階では6万4,000円未満までの所得税が課税をされる層は3万円なら3万円になっているのです。これを以前はここにも書いてありますように2万円未満と2万円以上6万4,000円までということに割っていたのです。

一口でいうと、所得税が6万4,000円かかるということになると、夫婦と子供2人で標準的な世帯でおよそ所得でいうと360万ぐらいなのです。ゼロと360万とではやっぱり矛盾があるだろうということで、協議会の場で主張してきました。だけど先程の話では17年度にこれを国並みに変えるという話をしているわけですね、17年度で。ですからこのところは、今、佐藤委員がおっしゃったような形で間に合うのかどうかと。極端に言うと名寄市の部分が17年度の新年度で、これ条例改正でないですから、もう理事者がやる気になったらやれてしまうのですよ。やれる状況になっているのですよ。私も納得しているわけでないですよ。ですからそういうあいまいな形で言っていくと、国の基準になってしまうのではないかと思うわけですよ。

ですから、私は名寄市に合わせるのですかとあえて聞いたのは、国よりもまだ今の名寄市の状況の方がいいものですからあえて言ったのですけれども。何も決めないでいたら、これ恐らく17年4月から国並みにされるのではないですか、今の話ぶりでは。だからここはちょっと議論をしておかなかつたら、決め切れないかもしれないけれども、一定の方向を議論をしていかなかつたら、合併する前にもう国並みに変えられているということになりはしないのかと、私は懸念をしていますけれどもね。

幹事長は今、答えづらいかもしれないけれど、答えられる範囲内でお願いしたいと思います。

福光委員長：委員長としては、あえて幹事長に答弁を求めません。この問題については。

それで、今、高見委員が発言あったように、佐藤委員から先に発言があった精神的な部分だけでいいのかということではなくて、しっかりと到達点をこの委員会で決めることが重要なのではないかと、委員長としても考えていますので、名寄市に合わせるというような形にするのか、或いは今、名寄市に合わせるというふうに決めたら、17年で名寄市が国並みに合わせた場合にどういうふうになるかということに、ちょっと心配があるのですけれども、そのところはしっかり釘を刺す必要があるだろうと思いますが、いずれにしても委員長としては、この10年後の到達点を名寄市に合わせるというところでまとめておいた方がよろしいのではないかと思います。如何でございますか。

佐藤委員、どうぞ。

佐藤委員：名寄市議会も余力がないようですから、余計心配するのですが、市の言いなりというか、そういうことなのですか、佐藤ですが、10年後に名寄に合わせるといふ調整案ですか。10年後に合わせるといふのは、今現在の名寄市のということですか。

今幹事長：大変失礼しました。

ぼやぼやしていたら、17年度に名寄市が規則で改正して国並みに合わせるぞという話をされましたけれども、ひょっとしたらあるかもしれませんが、恐らくないと、そこまで今協議が進んでいますので、やり切れないというふうに思っています。

前回私どもは国の基準というふうに明らかにひとつの基準必要だろうというふうに示させていただきました。それで風連の皆さんから国の基準を省いて、段階的に統一するという意味は、私は国の基準以下だということに押さえていまして、それは名寄市の今の基準も国の基準以下でございますから、この辺については今決めるか決めないかというのは別にしまして、そういう押さえをしていただきますといいのかなというふうに思っております。

従いまして、先程回りくどく民営化の検討はこの財源をできるだけ持ち出さないようなことでやっていると、そのところは私は非常に頭の痛いことは事実ですね、財源が変わりますから。それは頭の痛いことは事実ですけれども、お互いに歩み寄って話決めますから、そのところは例えば3年間で到達基準を決めましょうと、こういうようなことでも私は結構だなと思っておりますけれども、その辺は如何でしょうか。

福光委員長：改めて幹事長から発言がありましたけれども、風連における保育料のあり方は、3年間据え置き、7年間で段階的に統一をしていくと。その統一の先は新市で3年間の間で決定をするという整理では如何でございますか。

(「異議なし」との声あり)

福光委員長：それでは、文言の方はそのようにさせていただきますが、先程来、佐藤委員から発言があったり、或いは幹事長から答弁というか意見がありましたけれども、民営化に向けてにつきましては、委員長報告の中でそのことをしっかりと意見があったというふうに報告をさせていただいて、今日の議論は議事録にしっかりと載っておりますので、明日の合併協議会でこの部分については、名寄市の保育のあり方については、将来に向けて民間の力をかりる方向に進めるという意見があったというふうに、委員長報告をさせていただきたいと思いますが、そのまとめ方では如何ですか。

はい、佐藤委員。

佐藤委員：改めて、幹事長に伺いたいのですが、それは書き込みの仕方はいろいろ様々あるかと思うのですが、何故調整案の中に書き込むことができないのか。

福光委員長：幹事長。

今幹事長：それは幹事長の意見というよりも全体の意見になると思いますけれども、私としてはここに書き込むことも不自然さがあるなと思っております。

それは行財政全般を通じまして、民間委託なり、或いはNPOでの業務なり、こういったことをやろうということになっていきますし、今回の合併の財政計画をつくる前段でも、それは方針としてきっちり入れられているということでもありますから、例えば運転業務をしっかりとやります。それからほかの業務も現有部門、除排雪の部門をしっかりとやりますけれども、あらゆるところでできるところは民間の活力を生かしてやりましょうということではありますので、その中に含めていくということについては、その方がいいのではないかと。ことさらにこのことだけを取り上げて言うということには、私はならないなと思っております。

福光委員長：はい、高見委員。

高見委員：佐藤委員がどうこうでなくて、委員長のまとめでいいですけど、私は料金問題だけしか保育所議論しないで、民間委託を私、否定しているのではないのです。だけど保育行政のニーズがどこにあるかという議論を私もひとつもしていない。0歳児に対する。前にも何回も言っているけれど、保母さん1人に対して3人の子供しか見られないのですよ、0歳児は。3歳児未満については1人の保母さんに6人しか見られないのですよ。採算合うわけないのですよ。

だからそういう面で、採算だけを言っていくと、0歳児は余り持たないで、3歳未満児は募集人員少なくして、3歳児以上の4、5歳児をやれば、4、5歳児は保母さん1人に対して30人の子供を預かれるのですから。だから私が申し上げているのは、採算ベースだけいったら0歳児なり3歳未満児というのは預からない方が効率化できるのですよ、財政効率化は。こんなの簡単なことなのですよ。

だけれども、今の保育ニーズというのは、3歳児以上の方だけでいいのですかと。採算ベースだけ考えていくとですね。それは名寄でいえば幼稚園が名寄市にはあるわけでありますから、幼稚園の担う部分として民間が既に受けてあると。だから私は保育ニーズというのが0歳児に対してあるのか、3歳未満児に対して今子育ての部分でお母さん方少子化だからそういう部分を保育所に預ける部分なり何なりあるのではないのですかと。そういう議論をしっかりと私どもがして、民間で受け持てる部分と、直営で非生産的というか、採算性がとれない部分については行政が持たなければならなくてもやらざるを得ない部分があるのではないですか。そういう議論をひとつもなくして、民間だけの部分を突出していくとなると切り捨てるかもしれない。採算ベースだけでいうと。切り捨てるというのは0歳児なり3歳未満児を縮小していくことになるかも。

だから、そこのところは、私は民営化を反対とか何とかではなくて、民営化も施行していくことについては行政改革上も必要です。けれども先程、幹事長も答えていただいたよ

うに、やっぱり官民の使い分けをそこで不採算部門は官が持たざるを得ないというようなひとつの視野を持って、そういう中で子育て支援なり、或いはエンゼルプランというものをしっかりと立てて議論をしていかなかったら、このところは単に民間でだとか、直営だとかという話だけでは、私は議論が非常に不足するのではないかと思いますので、そこは一定の保育ニーズなり、或いはエンゼルプラン等、名寄と風連が合併したら、風連のニーズなり、名寄のニーズをしっかりとらえて、そういう中で民間の受け持つ部分について施行していくものは施行していくということでもしてもらわなかったら、ただ民間委託を施行するという話だけでは、ちょっと誤解を招きはしませんかということを言っているので、それ委員長ちょっとまとめていただかなければならない。私はちょっと理解が、非常に何回か言っていることが全く無視される感じで、これはいかんと思いますので、よろしくをお願いします。

福光委員長：野本委員。

野本委員：野本です。

高見委員のおっしゃるとおり、たまたま我が町の場合は、そういった幼稚園と保育所の今言ったような非経済性の部分を一元化することによって、幼稚園の場合は35人1人でもいいわけですから、だから今言う3、6、20、30の理論が、たまたま幼保一元化の道を選んだことによって、ある程度統一性がある、経営面的なコストダウンにつながったと。

だけど、現実にも今、名寄さんの4つの保育所の実態がありますので、これは今後新市になりますとこれは共通の議論の場になりますから、当然今言ったことも含めて、されど今、既にもう新聞発表になっております地方6団体が国の補助金の廃止問題をみずから提起したと、こういったもろもろの情勢は、これは今、先が見えませんが、今、高見委員のおっしゃったことも、うちは幼保一元化で学校法人云々ではなくて、共通のやっぱり議論の場として今後議論を深めるべきだと思いますね。

福光委員長：それぞれ意見が出ました。

私どもに与えられた役割というものは、保育料の取扱い、風連と名寄との保育料の差をどうするのかということが議論の中心でなければならぬと思います。それが先程言った現行3年間据え置き、10年間で統一すると。しかも新市でというふうに決定をさせていただきましたが、佐藤委員から出されております名寄市の保育所のあり方の部分については、各種事務事業の取扱いの中でそうした意見があったということを委員長報告で報告をさせてもらうということで取りまとめさせていただきたいと思いますが、如何でございますか。よろしゅうございますか。

斉藤委員。

斉藤委員：今、高見委員の発言では、やはり風連の方はそういうふうな形で幼保一元化の取り組みから安い保育料で来た、だから名寄もと、こういうふうな言い方で盛り込

むべきだという発言だと思うのですが、高見委員が言ったような関係もあるわけですから、それでやはり私たちとしては、名寄市も子育て支援、積極的に取り組んでいく必要があるのだというふうな大枠でやはりくくっていかないと、市民にしてみれば、同じ市民なのに、風連のこうだと聞いたけれども、名寄はどうなんだいという意見が出てくるとも予想されるわけですから、しかしこれは今までの経過などもあって、我々先程から論議したように、それは合意してきたのだと。しかし子育て支援に対してのさらなる取り組みを名寄としてはやっぱり進めていこうということを、はっきり保育料は論議しているのだけれども、経過の中ではそういうふうなものもあるということをやっぴり入れてもらいたいと思うのです。

福光委員長：林委員、どうぞ。

林委員：これはまだ大分先があるのですよ、合併するまでに。ですからそれはそれで名寄で議論してもらえばいいと思うのですよ、私は。そこまでこの場所で突っ込むための場所では私はないと思っていますので、私は委員長の報告どおり決定することによろしいと思います。

福光委員長：林委員からそういう発言がありましたけれど、高見委員のおっしゃることも十分わかります。しかしここで、ではそのことについて議論をしてという話にはならない。

高見委員：保育料の問題を議論しているだけであれば、それはそれで理解します。風連さんが3年間据え置き、7年間で段階的に統一していくことには、理解いたしますが、保育料金だけで議論することでもいいですか。

福光委員長：ですから委員長としては、各種事務事業のこれまでの中で、行政改革や或いはその他の民間活力が必要ではないのかと、それは除雪の問題もですよ。いろいろありましたね。ですから私は大括りで各種事務事業の取扱いという中で報告をする時に、保育料という限定しないで、全体の事務事業の中で民間活力を活用することを必要だという意見があったということ、私は委員長報告でさせていただきたいとお願いをしているわけですから、よろしいですか。そうしたまとめをさせていただきたいと思います。

先程、林委員から委員長のまとめでよろしいのではないかという発言がありました。そういうことで保育料については、現行3年間据え置き、そして段階的に統一する保育料については10年間で段階的にやりますけれども、保育料については新市で決定をするということにまとめさせていただいて、全体の委員長報告の中で、各種事務事業の中の多くの委員の意見として、民間活力を導入する、そのことが大きな声としてあったというふうに委員長報告の中でまとめさせていただきたいということに決定させていただいてよろしくございますか。

(「はい」との声あり)

福光委員長：暫時休憩をします。

(休 憩)

福光委員長：休憩前に引き続いて、会議を再開させていただきますけれども、保育料の取扱いについて、先程委員長から取りまとめさせていただいた風連町における保育料の取扱いについては、現行料金で3年間据え置いて、後7年間で統一をしていく。統一の料金については新市で決めるということでまとめさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

福光委員長：そのようにまとめさせていただきます。

以上で、私どもに与えられた今日の審議項目1から4までの部分をすべて終わりました。

4. その他

福光委員長：その他、何かございますか。事務局の方。

中西事務局次長：事務局ですが、特にございません。明日の合併協議会のご連絡だけさせていただければと考えているところでございます。

明日でございますけれども、第4回の風連町・名寄市合併協議会を風連町の福祉センターで予定をしております。時間は13時30分からでございますので、お忙しいと思えますけれども、お集まりをいただければと思います。是非よろしくお願いいたします。

福光委員長：はい、ありがとうございました。

5. 閉 会

福光委員長：それでは、風連町・名寄市合併協議会の基本項目等検討小委員会、この15回目をもって、私どもに与えられたすべての審議項目を協議を終えたということになります。

明日、合併協議会がございますので、今日出された様々な皆さん方の意見も合わせながら、委員長報告をさせていただきたいと思えます。

本当に5月以来、忙しく15回の検討小委員会を開催させていただきました。皆様方には大変委員長として失礼な発言もあったかと思えますけれども、これも新市のよりよい町をつくるために、皆様方と一緒に取り組んだ結果だということでお許しをいただきたいと思えます。

この長い間、真摯に議論をしていただいたことについて、委員長として心からお礼を申し上げます。

副委員長からも最後一言ご挨拶を申し上げて終わりたいと思えます。

木戸口副委員長：それでは、ただいま委員長の方から副委員長もやれということで、本当に今日で15回目の基本項目等の検討委員会、大きな項目25項目すべて審議されました。

本当にこの委員会の中で、いろんな活発な意見が出て、これからどうなのかなというような部分もいっぱいありましたけれども、しかし何とかここまで乗り越えて、皆さん方が住民に新しい市の形をどう描こうという思いでここまで来たと思います。

あとは、今後の住民説明会、また明日の合併協議会で、何とか皆さん方と積み上げたこの15回の会議を無駄にしないように、新しい街になれば最高だと思いますし、また住民の意見も十分聞いて今後進めたいと思います。

また、福光委員長には、大変長い間ご苦労さまでございました。今後ともまた名寄市、風連ともに仲よくやっていきたいと思います。

どうもありがとうございました。